

平成23年4月1日

公益社団法人岐阜県不動産鑑定士協会
会長 水野雅文

公益社団法人への移行認定について

1. 御礼

見出しのとおり、当協会は、平成23年3月23日に、岐阜県知事より、社団法人から公益社団法人への移行認定書をいただき、4月1日より公益社団法人へ移行しました。

これは当協会会員50名余が、従前より県民のために各種の公益活動の積み重ねによって、県民の皆様方にご理解をいただき、また、関係各方面のご指導ご支援をいただいた結果であると、心より感謝申し上げます。

岐阜県では、業界団体といわれる社団法人から公益社団法人への移行認定申請については、当協会が初めてのケースであるとのことであります。また、地方鑑定士協会が、移行認定を取得したのは、全国で2番目の事案となりました。

今後、当協会は、県民の皆様のための協会として、ますます、研鑽を重ね県民の皆様にお役に立つ活動を積極的に実施していく所存であります。どうか当協会に対するご指導ご支援を引き続き賜りますようお願いいたします。

2. 当協会の沿革

当協会は、昭和53年4月に（社）日本不動産鑑定協会・岐阜県部会として発足し、その後、平成5年4月に現在の（社）岐阜県不動産鑑定士協会を設立し、社団法人として、県民のための不動産鑑定評価制度の普及などにつとめてまいりました。

3. 公益社団法人移行認定申請の経緯

今般、いわゆる公益法人三法の施行により、平成25年11月末までに、公益社団法人か一般社団法人かのいずれかの選択を迫られておりました。

当協会としては、2年間にわたる検討の結果、岐阜県内唯一の不動産鑑定士（業者団体でもあります）の公益法人として、18年間にわたり活動して来ております実績を踏まえ、引き続き県民のための不動産鑑定士協会即ち、公益社団法人へ移行認可を受けることを総会で決議し、昨年12月21日に岐阜県へ公益社団法人移行認定申請書を提出しました。

4. 当協会の主な公益活動

当協会の主な公益活動は次のとおりであります。

(1) 年2回の無料相談会

県内10主要市町で、岐阜県や主要市町の後援をいただき、年2回定期的に無料相談会を開催しております。50名余の全会員が、一般県民を対象に不動産の価格や賃料などの相談にお応えしております。

(2) 市民講座

中山間地域を中心とした、地域資源の活用方法や持続可能な地域社会のあり方を、NPO法人や大学教授などの専門家を講師に招いて、一般県民と共に研究し、提言をしていく

ために、市民講座を設けました。

昨年4月には、「サステイナブル（持続可能）な社会をデザインする。」と題して、講師にNPO法人の代表者を招き開催しました。

また、10月には、「すべての人のための交通まちづくり・社会福祉問題解決のための都市と交通の政策」と題して、大学教授を招き開催しました。

いずれも、岐阜県、岐阜県市長会などの後援をいただき、一般県民を中心に、市町村担当者、県議会議員の方々も参加され、盛況でありました。

（3）不動産取引DI調査

この事業は、年2回、（社）岐阜県宅地建物取引業協会と共同して、岐阜県内の宅建業者に県内地価や家賃及び不動産市況に関する現状と先行きに関するアンケートを実施し、DI（現況や先行きの見通しなどについての定性的な判断を指標として集計加工した指数で、経済指標などにおいて広く活用されている指標です。）として、継続的に分析するものです。この結果は、一般県民にインターネットなどにより公表しております。全国で2例目の有用かつ貴重なアンケート調査であります。

なお、10月の調査は、岐阜県の協賛事業として実施しました。

（4）公的土地評価支援事業

土地基本法第16条において「国は適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常価格を公示するとともに、『公的土地評価』について相互の均衡と適正化が図られるよう努めるものとする。』」規定しております。この『公的土地評価』には、①岐阜県地価調査、②地価公示、③相続税標準地鑑定評価、④固定資産鑑定評価の4つの評価があります。この4評価を当協会が支援しております。

この公的土地評価は、当協会会員全員が、「県民のための協会であり、県民のための公的評価である」との認識の上で一致協力して、当協会の担当委員会組織とイントラネットなどの充実した設備の中で、はじめて成り立つ事業のスキームであります。

公的評価の概要は次のとおりであります。

①岐阜県地価調査事業

当事業は、岐阜県が、県内880地点の評価地点（「基準地」といいます。）を毎年7月1日の基準日で評価を行わせているものです。

この価格は、課税の根拠となり、また、土地の売買や担保評価などの参考価格として、一般県民にひろく活用されています。

②地価公示支援事業

当事業は、国土交通省が、県内約400地点の評価地点（「公示地」といいます。）を毎年1月1日の基準日で公示地の評価を行わせているものです。

この価格は、一般に『公示時価』として、課税の根拠となり、また、土地の売買や担保評価などの参考価格として、一般県民にひろく活用されています。

③相続税標準地鑑定評価支援事業

当事業は、名古屋国税局が、県内約530地点の評価地点（標準地）といいます。）毎年1月1日の基準日で標準地などの評価を行わせているものです。

この価格は、一般に『路線価』として、課税の根拠となり、また、土地の売買や担保評価などの参考価格として、一般県民にひろく活用されています。

④固定資産鑑定評価事業

当事業は、固定資産評価の適正な課税のために、当協会は、県内約9,600地点の全鑑定地点について、その鑑定価格が、他の公的評価との均衡を図られ、かつ、当該市町内の価格の均衡及び隣接市町との価格の均衡化が図られるよう県担当課と協力して支援しております。

この価格は、課税の根拠となり、また、土地の売買や担保評価などの参考価格として、一般県民にひろく活用されています。

当協会の主要な公益事業は上記のとおりでございます。

どうぞご理解の上、引き続きご支援とご協力をお願いいたします。

以 上